

小平市立小平第五中学校に係る部活動の方針

策定の趣旨等

本方針は、平成 30 年 3 月にスポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び平成 30 年 5 月に東京都教育委員会が策定した「東京都教育委員会運動部活動の在り方に関する方針」及び平成 31 年 3 月に小平市教育委員会が策定した「小平市立学校に関わる運動部の方針」に基づき、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、小平五中として「小平市立小平第五中学校に係る運動部活動の方針」を策定したところである。

さらに、平成 30 年 12 月に文化庁を策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び平成 31 年 3 月に東京都教育委員会が策定した「東京都教育委員会文化部活動の在り方に関する方針」及び平成 31 年 3 月に小平市教育委員会が策定した「小平市立学校に関わる文化部の方針」に基づき、生徒にとって望ましいスポーツ及び芸術文化環境を構築するという観点に立ち、小平五中として本方針を策定するものである。

なお、運動部活動と文化部活動を併せて部活動と示す。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

ア 本校は、スポーツ庁及び文化庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、小平市教育委員会の「部活動の在り方に関する方針」を参考に、部活動の活動時間及び休養日の設定その他適切な部活動の取組に関する「小平市立小平第五中学校に係る部活動の方針」を策定する。

イ 「小平市立学校に関わる運動部の方針」「小平市立学校に関わる文化部の方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を作成し、学校のホームページへの掲載等により公表する。

部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒数や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正の数の部活動を設置する。

イ 小平市教育委員会は、部活動指導員を任命し、学校に配置する。

なお、部活動指導員の任命・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、学校教育法第11条において禁止されている体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任命前及び任命後の定期において研修を行う。

ウ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての指導・運営に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ及び芸術文化等の活動を行い、教師の負担が過度とならないよう持続可能な体制が整えられているか、必要に応じて指導・是正を行う。

オ 小平市教育委員会及び校長は、教師の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日 文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）」を踏まえ、平成31年3月策定の「小平市立学校における働き方改革推進プラン」に基づき業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

（1）適切な指導の実施

ア 部活動顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

（文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り）→削除

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障がい・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や生涯にわたった運動習慣の形成に向けて、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。また、熱中症の観点から「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、例えば、気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯にお

ける屋外の活動を原則として行わないようにする等適切に対応する。

文化部顧問は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身の負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解するとともに、生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 部活動用指導手引の活用

部活動顧問は、部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のために、中央競技団体や各分野の関係団体等が作成した指導手引を活用して、適切に指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

ア 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

- 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。)
- 長期休業中の休養日の設定についても、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- 1日の活動時間は、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うよう設定する。目安として、長くとも学期中の平日では2時間程度、週休日(祝日等を含む)及び長期休業中は3時間程度とする。ただし、活動時間には、準備、片付け、休憩時間は含めない。

イ なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部活動共通、学校全体の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部の設置

少子化に伴い、単一の学校では特定の競技等の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。また、性別や障害の有無を問わず、生徒の多様な潜在的なニーズに必ずしも応えられないことを踏まえ、技能等の向上や大会等での好成績以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいような多様なレベルや生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部を設置するように努める。

(2) 地域との連携等

ア 校長は、生徒のスポーツ環境や芸術文化等の活動に親しむ機会を充実する観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、体育館や公民館、美術館・博物館などの社会教育施設、劇場、音楽堂等の文化施設の活用や芸術文化関係団体・社会教育関係団体等の各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境や芸術文化等の環境整備を進める。

イ 校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、活動環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

部活動顧問は、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮し、実態に応じて参加する大会等を精査するよう努める。